令和5年度SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト事業支援業務委託

2 業務目的

本県では、川の豊かな恵みを持続可能な形で利用していくため、川の清掃や環境学習などで活躍する川の国応援団に加え、個人と企業の参画を得て、連携を強化し、川の保全や共生の取組を更に広げる「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)を推進している。

本業務では、個人会員登録を増やすためのSNSの活用、プロジェクトへの参加をビジネスチャンスや社会貢献の機会と捉える企業への働きかけにより、プロジェクトへの多様な主体の参画を促進するとともに、連携のニーズがある地域団体などとのマッチングを図ることで、川との共生や魅力創出に向けたプロジェクトの活発化、活動内容の拡大に資する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日(金) (※令和5年4月中の契約締結を想定)

4 委託料の上限額

6,498 千円以内(税込)

5 委託業務の内容

(1) SNS等の活用による情報発信

ア 基本的な考え方

|(目標数)公式SNSアカウント新規登録者数:4,000 人|

- ①一人でも多くのSNSユーザーが、プロジェクトへ参加し、個人会員登録へ誘導するようなSNS(LINE、Facebook、Twitter 及び Instagram など)を活用した企画及び周知拡散の提案とすること。
- ②公式ポータルサイトで発信する、川での活動に役立つ情報や川の魅力を伝えるコンテンツを作成すること。作成したコンテンツの公式ポータルサイトへのアップロード (CMS 管理画面にて実施) も本業務に含むものとする。
- ③SNSの情報と公式ポータルサイトの情報に関連を持たせ、一方を見たときに他 方も見たくなるような相乗効果が期待できる発信とする等、ポータルサイトと有 機的な連携を図ること。
- ④プロジェクトでは、県民全体を対象とした取組のほか、川に行く機会がある人の川への関心を高めるため、令和4年度からリバ犬、リバチャリに取り組んでおり、令和5年度からはリバ鉄、リバハイクに取り組む予定である。SNS等の活用に当たっては、適宜これらの取組との連携を図ること。

※リバ犬は犬の散歩で、リバチャリはサイクリングで、リバハイクはハイキング川に行く機会がある人の川への関心を高める取組である。リバ鉄は鉄道から川を見る機会がある人及び鉄道に乗って川に行く機会がある人の川への関心を高める取組である。

■公式ポータルサイト

https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/

イ 業務内容

「基本的な考え方」に沿って、以下の業務を行うこととする。

- ①契約締結日又は令和5年5月1日のいずれか遅い日以降の LINE 公式アカウントの保守・運用(令和5年6月~令和6年3月における LINE の月額使用料等の固定費は受注者の負担とする。)
 - ■LINE 公式アカウント

アカウント URL: https://lin.ee/swYw7Zd アカウント名: SAITAMA リバーサポーターズ

ID: @149favcx

- ②公式ポータルサイトで、マガジン記事として発信する、川での活動に役立つ情報や川の魅力を伝えるコンテンツを月2回以上作成すること。マガジン記事については自由提案として新たな企画(投稿頻度を含む)を実施するとともに、県内河川を紹介する「川図鑑」のシリーズを継続すること。また、マガジン記事は委託期間終了時に未公開原稿4本を納品すること(納品された記事は令和6年4月、5月に公開する予定とする)。
- ③LINE 公式アカウントにおいて、イベントの取材や川に関する魅力的な情報(コンテンツ)の作成及び発信(月2回以上)
- ④LINE 公式アカウントにおいて、県が収集した市町村や団体の川に関するイベント情報の発信(月2回以上)
- ⑤契約締結日又は令和5年5月1日のいずれか遅い日以降のその他の公式SNSアカウント(Facebook、Twitter 及びInstagram)の管理及び運用(③及び④の内容を発信するとともに、適宜各SNSの特性を活かした投稿を行うこと。)

■ Facebook

アカウント URL: https://www.facebook.com/saitama.riversupporters アカウント名: SAITAMA リバーサポーターズ

twitter

アカウント URL: https://twitter.com/saitama_river

アカウント名:SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム): @saitama_river

■instagram

アカウント URL: https://www.instagram.com/saitama_riversupporters/アカウント名: SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム): saitama riversupporters

⑥ハッシュタグや広告機能を活用したSNS上 (LINE 公式アカウントまたはその他

の公式SNSアカウント)での情報拡散企画、優良投稿の促進企画の実施(1回以上)

⑦LINE 公式アカウント友達登録者に関する情報やその他の公式SNSアカウント の投稿及びフォロワーの現状分析結果の埼玉県との共有

ウその他

LINE 公式アカウント及びその他の公式SNSアカウントへの投稿に当たっては、次の①から③に則り、「2業務目的」を達成するため、効果的な情報発信を行うこと。

- ①投稿に対するエンゲージメントを高められるよう、投稿内容に工夫を凝らす こと。
- ②友達登録者やフォロワーの属性、これまでの投稿に対するリアクション、 トレンド、川の情報に関するニーズから、既存登録者の満足度向上及び新規登録 者の獲得に向けた投稿戦略を策定すること。
- ③ 現状分析の結果及び投稿戦略(投稿内容・投稿時期)については、少なくとも 月1回委託者に報告し、承認を得ること。

(2) 企業会員の登録促進、企業マッチング

ア 基本的な考え方

|(目標数)新規企業マッチング数:50件|

- ①企業マッチングは、以下のような企業と地域団体、企業と企業など様々な方法が 考えられ、新たな企業の参画を促すとともに、企業による参画メニューの掘り起 こしを行うこと。
- ・企業が河川清掃活動に参加し一緒に汗をかくヒトの提供
- 活動資材やイベントの景品などのモノの提供
- ・川の保全と両立する新たなアクティビティの発案
- ・川の活用による若しくは河川近傍での新規の営業活動又は既存の営業活動の規 模・業態等の拡大
- ②企業の意向確認に当たり、プロジェクトへの参加が企業のメリットになることに ついて民間のノウハウ・ネットワークを生かした提案を行うこと。
- ③ポータルサイトと有機的な連携を図ること。企業マッチングの成果や企業サポーターによる魅力的な取組については積極的に取材し、公式SNSやマガジン記事として発信することで企業の参加を促進すること。
- ④プロジェクトでは、県民全体を対象とした取組のほか、川に行く機会がある人の川への関心を高めるため、令和4年度からリバ犬、リバチャリに取り組んでおり、令和5年度からはリバ鉄、リバハイクに取り組む予定である。企業会員の登録促進、企業マッチングに当たっては、適宜これらの取組との連携を図ること。

イ 業務内容

「基本的な考え方」に沿って、新規企業会員登録数を確保すること。また、会員に対して、以下の業務を行うコーディネーター(川でのビジネスの実績がある者又は経営支援の実績がある者)1名以上を配置し、企業マッチングに係る業務を行うことと

する。

- ①プロジェクトへの参加を希望する企業の掘り起こし、助言、相談対応、アイディア出し等の支援(ただし、プロジェクトの実行や進捗管理は各企業が行う。)
- ②企業マッチングの申込受付及び申込みをした企業の相談対応
- ③企業の参加促進のための情報発信、プロジェクトに関心を持つ企業の相互交流
- ④企業と地域団体、企業等のマッチング及び事業化支援
- ⑤ウォーターパーク・シラヤマ (横瀬町) の川辺活用の実証実験に係る支援
- ⑥①から⑤を行うに当たり、企業と企業、企業と川の国応援団の交流を促進するため、地域、テーマを絞り実施する地域別交流会の開催等につながるよう県を支援するとともに、そうした機会を活用すること。また、必要に応じ、県が別途設置する埼玉県 SDGs プラットフォーム分科会検討部会に参加すること。
- ⑦本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応日、対応内容、相手方、マッチングの進捗状況、支援結果、成功事例の整理等に関する情報の埼玉県との 共有(月1回以上)

ウその他

スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守 秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

企業サポーターの取組が川の保全及び SDGs の実現に資する取組となるよう助言を行うこと。

(3) その他

プロジェクトのロゴマークとして、ポータルサイトに掲載しているロゴマーク(以下のURL 参照)を継続して使用すること。

https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/logo/

6 打ち合わせ

月に1回以上、事業の進捗状況の報告や事業内容の打ち合わせを行うこと。

7 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出すること。

- 8 成果物に関する権利の帰属
- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に 帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。